

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

江田島市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### (1) 現況

本市は、温暖な気候と大消費地に近い立地条件を生かして、みかんを中心とした柑橘類、きゅうり・トマトなどの野菜、菊などの花きの栽培が行われている。今後とも農業振興を図るためには、農道等を適切に保全管理することが必要である。

なお、本市では島しょ部特有の傾斜地が多く一戸当たりの耕作面積が狭いため、平地地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかける。また、同項第2号の対象とならない農用地については同項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

|   | 実施を推進する区域  | 実施を推進する事業        |
|---|--|------------------|
| ① | 別紙農用地利用計画図に示す農業振興地域であって、農用地区域については着色箇所「農地」とし、農用地区域外については農用地区域内の農用地に隣接する農用地とする。 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業 |
| ② | 別紙農用地利用計画図に示す農業振興地域であって、農用地区域のうち着色箇所「農地」とする。                                   | 法第3条第3項第2号に掲げる事業 |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域  
設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

## 促進計画（別紙）

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

### 1 対象農用地の基準

#### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。

また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

さらに、一団の農用地において、田と田以外が混在し全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。

なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法，半島振興法（本市全域）

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 市長の判断によるもの

##### a 緩傾斜農用地

勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農用地。

### 2 対象者

認定農業者に準ずる者とは、農業経営基盤強化法第12条第1項の規定に基づく認定を申請中の者、本市基本構想の第1農業経営基盤の強化の促進に関する目標に記載されている年間農業所得500万円を目指す者を言う。